

名古屋植物防疫所において行う契約に係る競争参加資格の審査の申請等について

平成22年11月29日

名古屋植物防疫所長

名古屋植物防疫所が発注する「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」の契約に係る一般競争又は指名競争に参加するため、平成23年度当初からの資格を得ようとする者は、下記の事項を御了知の上、競争参加資格審査申請書に必要書類を添えて申請して下さい。建設工事契約については、建設業法に定める経営事項審査を受けていない者は、申請することができません。ただし、建設業法に定める経営事項審査を受けずに工事を営む者は物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）の資格の種類「役務の提供等」に申請して下さい。また、農林水産省の複数の機関（一部の機関を除く。）に競争参加資格の申請をする場合は、申請書類の全部を一の機関に提出することにより、他の機関には申請書類の提出が一部省略できる取り扱いとなっています（詳しくは下記の5を参照して下さい。）。

記

1 契約の種類

次に掲げる種類で、これらの業種の区分については、別紙の業種別区分表に掲げるとおりです。

- (1) 建設工事契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条別表に規定する建設工事に関する契約をいう。以下同じ。）
- (2) 測量・建設コンサルタント等契約（測量、土地家屋調査、建設コンサルタント等に関する契約をいう。以下同じ。）

3 申請の時期及び受付場所

平成23年度当初からの資格の付与を希望する者は、次に掲げる期間内に、記3の必要書類を提出して下さい。また、申請は定期受付（以下の受付期間）以降においても随時に受け付けすることとしていますが、この場合、希望の入札に間に合わないことがあります。

なお受付時間は、下記のとおりです。

- (1) 受付期間は郵送受付の場合
平成23年1月4日（木）から平成23年2月4日（金）（当日消印有効）までの間に郵送（書留又は簡易書留に限る。）こと
- (2) 窓口受付の場合
平成23年1月4日（木）から平成23年2月4日（金）
土日・祝日を除く平日の午前9時30分から午後5時まで

4 申請に必要な書類

競争参加資格審査申請に必要な書類は、次に掲げるものの中から、契約の種類別に必要なものを提出していただきます。なお、申請書等の用紙は、別記1の配布場所において交付します。

建設工事契約の申請を行う場合

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- イ 営業所一覧表

- ウ 総合評価値通知書（競争参加資格申請の直前に通知されたもの）の写し
- エ 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
- オ 共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
- カ 共同企業体等調書（共同企業体又は総合数値の算定方法等に関する特例の適用を受けようとする事業協同組合として申請する場合）
- キ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類
- ク グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- ケ 行政書士等の代理申請による場合には委任状
- コ 総合数値の算定方法等に関する特例の適用を受けようとする事業協同組合の場合
 - (ア) 関係組合員の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名
 - (イ) 役員名簿
 - (ウ) 事業協同組合員名簿
- サ 前回（21・22年度）の資格確認通知書の写し（前回競争参加資格の登録を受けている者のみ）

(注) 上記の提出書類は、建設業法に基づく許可又は審査の際に提出した書類に準じて作成してください。

ウについては、複写機等によりA4判に縮小し、かつ鮮明なものを提出してください
エ及びオについては、複写機等により複写し、できるだけA4判の用紙を用い、かつ鮮明なものを提出してください。

上記の提出書類は、番号順に整理の上（ただし、ファイル等で綴じないこと。）提出してください。

郵送等の場合は書留又はそれと同等の方法で送付してください。

添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、提出日から3ヶ月前までのものを有効とします。

受領証が必要な場合は、官製ハガキに宛先を記入し同封してください。受領印を押印の上、返送します。

資格確認通知書送付用の切手及び封筒は不要です。

測量・建設コンサルタント等契約の申請を行う場合

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- イ 営業所一覧表
- ウ 財務諸表類
- エ 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し
- オ 登録証明書等（登録を受けている場合）又はその写し
- カ 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
- キ 行政書士等の代理申請による場合には委任状
- ク 前回（21・22年度）の資格確認通知書の写し（前回競争参加資格の登録を受けている者のみ）

(注) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第7条、地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)第7条又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第7条に規定する現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書(一式)の写しを提出しようとするときであって、申請しようとする業種の区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限り、イからオまでに掲げる書類の添付を省略することができます。

ウからオまでに掲げる書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認しうる他の書類をもって代えることができます。

エ、オ及びカについては、複写機等により複写し、できるだけA4判の用紙を用いかつ鮮明なものを提出してください。

上記の提出書類は、番号順に整理の上(ただし、ファイル等で綴じないこと。)、提出してください。

郵送等の場合は書留又はそれと同等の方法で送付してください。

添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、提出日から3ヶ月前までのものを有効とします。

受領証が必要な場合は、官製ハガキに宛先を記入し同封してください。受領印を押印の上、返送します。

資格確認通知書送付用の切手及び封筒は不要です。

5 申請の特例

複数の機関に資格申請する場合の特例(添付書類の省略)

農林水産省の複数の機関に資格申請する場合には、各機関ごとに申請が必要です。

ただし、添付書類については、大臣官房経理課及び農林水産技術会議事務局筑波事務所又は植物防疫所等の相互間であれば一の機関に提出することで他の機関への提出を省略できます。この場合、申請書に一の機関の通知した資格確認通知書の写し及び建設工事の申請にあっては総合評定値通知書の写しを添付してください。

なお、同時申請の場合など申請時に資格確認通知書の写しを添付できない場合は、一の機関から資格確認通知書を受け取った後に提出することができます。

6 競争参加の通知

審査の結果、競争に参加する資格が決定された場合には、資格の有無及びその等級並びに建設工事契約にあっては客観点数を郵便にて申請者あて通知します。

7 有資格者の登録

記6の有資格者(記5の申請の特例での有資格者を含む。)は、名古屋植物防疫所有資格者名簿に登録します。

8 有資格者の資格の有効期間

競争参加資格の有効期間は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までとなります。

なお、随時に申請した場合は、資格を付与されたときから平成25年3月31日までとなります。上記期間中に、新たに経営事項審査を受け総合評定値通知書を受領したことを理由に申請の受け直しはできません。

9 有資格者とししない者

次の(1)から(3)までの一に該当する者は、特別の事情がある場合を除き、有資格者としません。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当する者。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 申請書及び審査に必要な書類に、故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3) 共同企業体で、その構成員に(1)又は(2)に該当する者を含むもの

また、次に該当する場合は、「建設工事」の申請ができませんのでご注意ください。

- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない場合
- (5) 経営事項審査において、総合評定値通知を受けていない場合
- (6) 競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成19年6月30日以降のもので、再審査を含めて平成20年4月1日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けていない場合

10 有資格者とししないことがある者

次の(1)から(6)までの一に該当する者(この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)で、その事実があった後2年を経過していない者は、有資格者とししないことがあります。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 共同企業体で、その構成員に(1)から(5)までの一に該当する者を含むもの

11 資格の取消

有資格者が記9又は10に該当することにより、有資格者としての資格を取り消す必要があるときは、「資格取消通知書」により通知します。

12 秘密の保持

資格の審査に従事する職員は、この審査についての秘密に関する事項は他に漏らすことはありません。

13 その他

- (1) この申請により資格を得た者は、競争契約に加え随意契約にも参加できることとなります。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱いについて
会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者(以下

「更生手続等開始決定者」という。)となった後で、一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行うことができます。

平成23・24年度一般競争(指名競争)参加資格の有資格者が、のちに更生手続等開始決定者となった場合は、再度の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行うことができます。

更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争(指名競争)において競争参加資格が取り消される場合があります。

(3) 合併等により新たに新設された会社等の取扱いについて(建設工事関係)

合併等により新たに新設された会社等とは、次の から までに掲げる会社をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行うことができます。

合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

親会社がその営業(建設業)の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

既存の建設業者が他の建設業者から営業(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

営業(建設業)の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記1

申請書類の配布及び受付の場所

1 配布場所

〒455-0032	名古屋市港区入船二丁目3番12号	名古屋港湾合同庁舎9階 名古屋植物防疫所庶務課用度係	052-651-0111
〒933-0105	富山県高岡市伏木錦町11-15	伏木港湾合同庁舎5階 名古屋植物防疫所伏木富山支所会計係	0766-44-0954
〒424-0922	静岡県静岡市清水区日の出町9-1	清水港湾合同庁舎4階 名古屋植物防疫所清水支所会計係	054-352-3775
〒479-0881	愛知県常滑市セントレア一丁目1番	中部空港CIQ庁舎内 名古屋植物防疫所中部空港支所会計係	0569-38-8431

2 受付場所

〒455-0032	名古屋市港区入船二丁目3番12号	名古屋港湾合同庁舎9階 名古屋植物防疫所庶務課用度係	052-651-0111
-----------	------------------	-------------------------------	--------------

3 この公示に関するお問い合わせ

名古屋植物防疫所庶務課用度係 052-651-0111

別紙

業種別区分表

[括弧内は、業種区分の内容です。]

1 建設工事契約

1 土木一式工事、2 建築一式工事、3 大工工事、4 左官工事、5 とび・土工・コンクリート工事、6 石工事、7 屋根工事、8 電気工事、9 管工事、10 タイル・れんが・ブロック工事、11 鋼構造物工事、12 鉄筋工事、13 ほ装工事、14 しゅんせつ工事、15 板金工事、16 ガラス工事、17 塗装工事、18 防水工事、19 内装仕上工事、20 機械器具設置工事、21 熱絶縁工事、22 電気通信工事、23 造園工事、24 さく井工事、25 建具工事、26 水道施設工事、27 消防施設工事、及び28 清掃施設工事（建設業法第2条別表による区分とする。）

2 測量・建設コンサルタント等契約

1 測量（測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量業務）、2 土地家屋調査（土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第2条に規定する土地家屋調査業務）、3 建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント業務）、4 建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けて行う建築士事務所業務）、5 計量証明（計量法（平成4年法律第51号）第2条に規定する計量証明業務）、6 地質調査（地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条に規定する地質調査業務）、7 補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条に規定する補償コンサルタント業務）、及び8 その他（その他の業務）

2 資格の設定

一般競争（指名競争）に参加する者の資格は、記1の契約の種類ごとに設定し、その審査は、等級の格付基準による総合数値に応じて次に掲げる等級に区分して行います。

(1) 建設工事契約

土木一式工事：A、B、C、Dの4等級

建築一式工事：A、B、C、Dの4等級

その他工事（電気、管及び専門工事）：A、B、Cの3等級

(2) 測量・建設コンサルタント等契約

A、B、Cの3等級